

政策調整会議の概要

開催日：H17.7.14

◎項目

- 1 事務事業の見直しについて【総務部】
- 2 その他

◎内容

モード・アバンセへの融資に係る高松高等裁判所の判決について
(副知事)

モード・アバンセへの融資に係る高松高等裁判所の判決が非常に厳しいものでショックを受けている。このショックを県政改革につなげていかなくてはならない。平成13年9月12日に庁議及び政策調整会議メンバーで出した決議にもう一度目を通して、今後の行政運営につなげて欲しい。県政改革の6項目は、特定の個人や団体などへの毅然とした対応、外部との話し合いをオープンに、課題意識を持った行動、庁内の情報共有の徹底と多面的な議論の確保、意思形成の過程を県民に明らかに、情報公開の徹底である。

(政策推進担当)

7月13日の臨時庁議での知事の話しをホームページにアップしているので目を通しておいて欲しい。また、各所属において、話し合いを持つことを申し合わせたので、今度の対応をお願いしたい。

1 事務事業の見直しについて【総務部】

総務部から、事務事業の見直しについての概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 本県が、今後も持続的で安定的な財政運営を継続していくためには、少なくともH17当初予算編成時における165億円の収支不足を解消する必要がある。そのためには、義務的経費を含めた抜本的な事務事業の見直しを行うこと、全庁を挙げて危機意識を共有し、仕事の在り方について再点検を行い、財政規模のスリム化を図らなければならない。
- ・ 今後の三位一体改革の議論の行方などにより、大きく変動する可能性はあるが、現時点での整理では平成18年度の財源不足額は約267億にのぼることが見込まれる。また、一方、平成17年度末における基金の残高は約193億円になると試算している。
- ・ 事業評価や決算、仕事の在り方の見直しなどに基づき、事務事業の廃止(休止)の可能性と裁量の有無を検討するために、各部局に事務事業の見直しをお願いしたい。事務事業の見直しの対象は216事業で、事業費18,859(一般財源で16,060)百万円である。その内訳は、義務経費(49事業：事業費9,687(一般財源で8,873)百万円)、個別経費(53事業：事業費7,625(一般財源で5,958)百万円)、重点化経費(114事業：事業費1,547(一般財源で1,229)百万円)である。この金額は事業費全体を示しているものであるが、見直し対象事業の中には事業の一部見直しといったものもあるので留意してほしい。また、昨年からの継続的な取り組みとして、「財政危機への対応方針」を踏まえた課題整理である、128事業：事業費20,890(一般財源で12,549)百万円の見直しをお願いする。
- ・ 休廃止は難しいものもあるので、事業のやり方を見直したり経費の削減ができないか考えてほしい。
- ・ 今後のスケジュールは、7月15日に財政課担当から各部局の企画課に事務事業の見直しについての説明をさせてもらう。8月1日に各部局からの見直し案の整理をして提出して欲しい。8月8日に政策協議で全部局長と事務事業の見直しの全般的な事柄について議論したい。10月の政策協議で、知事に対して再検討結果についての説明と協議を行いたい。

【主な意見】

- 各部局と財政課との意見の相違についての議論はいつするのか。
8月1日までにしてほしい。
- 提示されている、義務経費（別紙1）及び個別経費（別紙2）及び重点化経費（別紙3）と平成18年度当初予算編成に向けての課題整理（別紙4）とで重複はあるのか。
重複はない。
- 財政課が事務事業の見直しの対象を選定する際に、「こういう観点で見直しができるのではないか」という視点を持って選定していると思うが、その視点を文書で提示できないのか。
7月15日に提示するのは難しいが、文書で提示できるように努力する。
- 県民への影響が大きいものや、各部局共通の大きな方向性を議論する必要があるのではないか。
基本は昨年財政危機宣言をして事務事業の見直しをしたが、基本的な考え方の要素は同じである。大きな方向性については、今後総務部（財政課）と各部局が個別の案件のやりとりをしたものを一定まとめた上で、8月8日の政策協議で全部局長と知事及び副知事との間で、事業の見直しに伴う大きな問題点と対処方法を議論していきたい。そこでは、個別の事業についてではなく、部局横断的な全庁的な議論をしたい。中には知事の政治姿勢に関係するものがあると思う。その後、10月の政策協議でさらに詰めていきたい。
- 8月8日の政策協議で多くの課題が出てきた場合は、8日の午後にも協議をしたいので、8月8日の部局長の日程を確保して欲しい。事務事業以外の様々な歳出抑制努力をしても、更にこれだけの事務事業の見直しを行う必要があるということ、財政当局から分かりやすく示して欲しい。

2 その他

特定目的基金条例等の一部改正について

総務部から、特定目的基金条例等の一部改正について概要説明があった。

【説明概要】

- 改正の目的は、厳しい財政状況にかんがみ、歳入の確保策として特定目的基金等の活用を可能とするため、各基金に属する現金を一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用できるように改正するものである。
- 現行の各基金条例の「繰替運用」規定は、予算計上せずに短期間（同一会計年度内）に限り歳計現金に繰り替えて運用するのに対し、今回の改正では、一般会計予算に計上したうえで長期間（複数年度間）にわたり一般会計に繰り入れて運用することも可能となる。
- 改正に向けての作業は財政課で行うが、関係部局には適時協議をさせてほしい。

大阪高知フェリー航路について

港湾空港局から、大阪高知フェリー航路について説明があった。

【説明概要】

- 6月末までは破産管財人により航路が運行されていたが、7月1日からは運行されていない状況にある。県としては、大阪航路は存続させていきたいと考えている。7月11日に県内企業での新会社立ち上げについては断念をした。今後は県外の会社も含めて、新会社の立ち上げを打診していく。
- 船体の確保については、鉄道運輸支援機構が所有している船で競売される「フェリーこうち」、または他の船を新たに探すことを考えている。
- 現在の輸送への影響については、一部陸送を行いながら瀬戸内からの航路を利用するなどして対応しているが、運送コストがアップするので県内産業の競争力が低下することとなる。フェリーの課題については、主要貨物である園芸野菜の出荷が始まる秋までには解決をしたいと考えている。